

※受理年月日	福岡県 中小振
※受理番号	-7.8.28
※備考	第 号

意見書

令和8年8月25日

福岡県知事 様

大野城市長 井本 宗司
(環境経済部産業振興課)



令和7年4月22日付け7中小振第281号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルキョウ川久保店

福岡県大野城市川久保1丁目1番2、1番4、1番5、1番15、1番16、1番20、1番21

2 意見

1 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・駐車場等の設置にあたっては、道路管理者や交通管理者等との協議を十分に行なうとともに、届出事項を厳守すること。

2 歩行者の通行の利便確保等

- ・意見なし

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力すること（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条）。
- ・事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を提出するとともに、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届けること（大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20条及び大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第15条及び第16条、第17条）。

4 防災・防犯対策への協力

〔防災への協力〕

- ・意見なし

〈福岡県安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針の具体的な内容例〉

- ・防犯対策及び少年非行防止の観点から、防犯カメラの設置は、店舗内のみならず、店舗外や駐車場にも適切な防犯カメラの設置が望ましい。
- ・商品陳列に関して万引き防止のみならず、刃物やライター等の危険となる日用品を販売する際は、犯罪発生につながらないよう十分な配慮を行うことが望ましい。

5 騒音の発生に係る事項

- ・意見なし

6 廃棄物に係る事項等

- ・意見なし

7 街並みづくり等への配慮等

- ・ (5) 敷地内の緑化計画について、「大野城市みどりを守り育てる条例」で定める下記の規定を満たしていないため、図面等の修正を行うこと。
 - ① 緑地面積 : 敷地面積の 3 % を緑地面積とすること。
 - ② 樹木の植栽 : 10㎡ 当たり高木が 1 本以上、又は、20㎡ 当たり高木が 1 本以上及び低木が 20 本以上であること。
- ・ 緑地面積等が平成 8 年に締結した緑化協定と異なるため、変更協定を締結すること。

8 設置者が配慮すべき基本的な事項等

- ・意見なし